

# しながわ

平成25年(2013)  
4/11  
1868号

人権・同和問題  
特集号

〒140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 3777-1111 広報広聴課 5742-6644 Fax5742-6870 http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

## 人権尊重都市品川宣言 制定20周年を迎えます

### 人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして  
自由であり、平等である  
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ  
絶対にこれを侵すことはできない

多くの試練と犠牲のもとに  
日本国憲法と世界人権宣言は  
この人類普遍の原理をあらわし  
人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は  
いまだに差別意識と偏見が  
人々の暮らしの中に深く根づき  
部族差別をはじめ  
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など  
どれほど多くの人が苦しんでいることを

人間がつくりあげた差別は  
人間の理性と良心によつて  
必ずや解消できることを  
我々は確信する

平和で心ゆたかな  
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は  
「人権尊重都市品川」を宣言し  
差別の実態の解消に努め  
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを  
ここに誓つ

制定二九九三年(平成五年)四月二十八日

1993(平成5)年4月28日、品川区は都内で唯一の「人権尊重都市宣言」を制定しました。これまで、平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざし、様々な機会を通してこの宣言の普及を図りながら、人権尊重に関する啓発に取り組んできました。しかしながら、司法書士による戸籍謄本などの不正取得や、差別落書きの発見など、いまだに人権に関わる事件が起いています。

「人権尊重都市品川宣言」制定20周年という節目を迎え、差別のない平和で心ゆたかな地域社会をめざし、10月から12月を人権強化月間とし、区では様々な啓発事業を行います。

憲法記念日を中心とする  
5月3日の  
憲法週間です  
5月1日～7日は

憲法記念日は、昭和22年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して定められました。憲法第11条では「基本的人権の尊重」をうたっています。誰もが自分らしくいききと安心して暮らしていくために、一人ひとりが人権を尊重することは、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持つて行動し、自分の権利と同じように他の権利も認め合うことが大切です。

人権尊重都市品川  
宣言制定20周年  
憲法週間  
記念

### 講演と 映画のつどい

5月14日(火)

午後1時開演(午後0時30分開場)  
きゅりあん8階大ホール(大井町駅前)

定員/1,100人(抽選)

申込方法/4月15日(月)(消印有効)までに、往復はがき(1枚2人まで)に「つどい」とし、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)を人権啓発課(〒140-0013南大井3-7-10)へ

※抽選結果は4月下旬発送予定。

講演



あきらめなければ終わらない、  
あきらめたら終わりだ

手話通訳・  
要約筆記付き

講師/植田辰哉(前全日本男子バレーボールチーム監督)

選手として、また監督としてオリンピックに出場された植田辰哉さんをお招きして、オリンピックへの熱いおもいを伝えていただきます。

映画



小川の辺

おがわのほとり

字幕付き

藤沢周平の短編小説を映画化した時代劇。藩命で妹の田鶴が嫁いだ佐久間森衛を討たねばならなくなった戊井朔之助が、肉親の情愛と藩命の間で苦悩する姿を描く。

出演/東山紀之、菊地凜子 他

©2011「小川の辺」製作委員会

# 考えよう みんなの八権

今年は、「人権尊重都市品川宣言」制定20周年、「世界人権宣言」制定65周年の節目の年となります。

区はこれまで、この品川宣言を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかし残念なことに、子どもや高齢者への虐待、配偶者などの暴力、障害がある人や外国人に対する偏見や同和地区出身の人に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。最近では、インターネットを悪用した人権侵害、犯罪被害者などの人権の問題など、残念なことに対し人権問題はより複雑化し多様化しています。

「人権尊重都市品川宣言」に込められたおもいを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識ていきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

## 同和問題の解決のために

わが国の発展の歴史の中で形づくられた身分階層構造に由来する差別、いわゆる部落差別によって、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられて基本的人権を侵されてきた人々がいます。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、そのほか日常生活の上で差別を受けることがあります。これが「同和問題」と言われるもので、「部落問題」「部落差別」などとも言われ、深刻な人権問題であるとともに重大な社会問題です。

「東京に部落はない」「部落差別は昔の話」と思っている人もいるのではないでしょうか。しかし、東京でも同和地区出身かどうか調査をされたり、「○○は同和地区ですか」などの土地調査事件が現実に起きています。これでは、同和地区的出身者が地域で安心して自分らしく暮らすことはできません。

安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、同和問題を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さない」という視点に立って、私たち一人ひとりが問題の解決に努力することが必要です。

## ビデオ・パネルを貸し出します



人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオ・DVDや人権啓発パネルを貸し出しています。勉強会や研修会でご活用ください。  
※詳しくは区ホームページをご覧ください。

人権啓発・  
社会同和  
教育講座

人権尊重の  
社会を築く  
ために

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「映画・マンガとともに考える人権一心を耕しながらー」をテーマに、

昼コースは「歴史叙述とマンガを結びつける『差異の思考』」など3講座、夜コースは「重い障害の人が地域の中で生きること」など3講座を開催しました。

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で「食肉市場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を

行いました。そこに参加された方の感想として「職員の方々の真摯な仕事ぶりに感じました。この方々の仕事があつて、私どもの食卓に肉がのる。このことをわきまえながら、感謝しながら食生活を送りたいと思った次第です。」などの声が寄せられました。人権が尊重される社会をめざして、今年も10・11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

## 問い合わせ

文化スポーツ振興課生涯学習係☎5742-6837

問い合わせ／人権啓発課☎3763-5391